

八代市監査委員公告第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、工事監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成31年4月23日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	増	田	一	喜

工事監査結果に対する
措置状況報告書
(平成31年4月)

八代市監査委員

目 次

措置状況報告書

- ◆ 下水道建設課 1
- ◆ 建築住宅課 2

八代市監査委員 様

八 代 市 長

工事監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 下水道建設課
監査対象年度 平成 30 年度
監査実施期間 平成 30 年 11 月 16 日 ～ 平成 31 年 2 月 19 日

指摘事項	<p>① 埋戻材や立坑に設置するマンホールの選定について、コスト、施工性等の比較検討資料が添付されていなかった。 資材、工法等の選定については、比較検討資料を添付していただきたい。</p> <p>② 特記仕様書及び施工計画書において、農地からの出入りや片側交互通行による道路規制等の記述がなく一般的な内容となっていた。 特記仕様書、施工計画書について、一般的な内容ではなく、現場特有の条件を反映した記述をしていただきたい。</p> <p>③ 作業残土（建設発生土）処分について、発注者において追跡調査が行われていなかった。 作業残土処分について、やむを得ず自由処分とする場合は、不法投棄が行われていないかの処分結果を発注者において把握するようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 指摘のあった埋戻材や立坑に設置するマンホールの選定については、今後比較検討資料を添付します。</p> <p>② 特記仕様書や施工計画書については、農地からの出入りや片側交互通行による道路規制など現場特有の条件を反映した内容を記載します。</p> <p>③ 作業残土処分について自由処分とする場合は、土捨て場の状況及び現場までの運搬経路、土捨て状況の写真等の書類提出を求めるとともに、現地確認を行い不法投棄が行われていないか調査し、処分結果の把握を行います。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

工事監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 建築住宅課
監査対象年度 平成 30 年度
監査実施期間 平成 30 年 11 月 16 日 ～ 平成 31 年 2 月 19 日

指摘事項	<p>① 屋上防水については、既存のゴムシート防水仕上げではなく、改質アスファルトシート防水が採用されていたが、採用理由についての比較検討資料が添付されていなかった。 資材、工法等の選定については、比較検討資料を添付していただきたい。</p> <p>② 特記仕様書及び施工計画書において、入居者への住民対策や高所作業である記述がなく、一般的な内容となっていた。 特記仕様書、施工計画書について、一般的な内容ではなく、現場特有の条件を反映した記述をしていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 設計時に作成した工法検討表を添付しました。</p> <p>② 今後、特記仕様書及び施工計画書への記述は、現場独自の条件等を反映し、具体的な内容となるよう努めます。</p>